

平成29年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第5日目)

平成29年 3月16日(木曜日)

午前9時40分開議

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第11 | 議案第13号 | 町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第12 | 議案第17号 | 訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 議案第7号 | 平成29年度訓子府町一般会計予算について |
| 第14 | 議案第8号 | 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について |
| 第15 | 議案第9号 | 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第16 | 議案第10号 | 平成29年度訓子府町介護保険特別会計予算について |
| 第17 | 議案第11号 | 平成29年度訓子府町下水道事業特別会計予算について |
| 第18 | 議案第12号 | 平成29年度訓子府町水道事業会計予算について |
| 第19 | 議案第14号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第20 | 議案第15号 | 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第21 | 議案第16号 | 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第22 | 議案第19号 | オホーツク町村公平委員会規約の変更について |
| 第24 | 議案第18号 | 第6次訓子府町総合計画について |
| 第25 | 報告第1号 | 定期監査結果報告について |
| 第26 | 報告第2号 | 出納検査結果報告について |
| 第27 | 報告第3号 | 所管事務調査結果報告について |
| 第28 | — | 常任委員の選任について |
| 第29 | — | 議席の指定について |
| 第30 | — | 議会運営委員の選任について |
| 第31 | — | 議会広報特別委員会の設置について |

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、9名の出席であります。

須河徹議員から遅参する旨の届け出が出ております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎議案第13号、議案第17号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、
議案第10号、議案第11号、議案第12号

○議長（上原豊茂君） これより一括議題の議案第13号、議案第17号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号について、質疑、討論、採決をいたします。

お諮りいたします。

一括議題の議案は予算審査特別委員会に付託し、委員については、議長を除く全員で行いましたので、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略することとし、質疑についても省略し、これより討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告ならびに質疑を省略し、これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第13号、議案第17号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の採決をいたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第13号、議案第17号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、議案第17号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第

10号、議案第11号、議案第12号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第19号

○議長（上原豊茂君） これより提案理由の説明が終わっております議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第19号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第14号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。議案書93ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の質疑を行います。議案書95ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の質疑を行います。議案書106ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の質疑を行います。議案書113ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第24、議案第18号 第6次訓子府町総合計画についてを議題といたします。議案書112ページです。

平成28年12月15日、第4回定例会において、特別委員会に審査を付託した第6次訓子府町総合計画についての件が委員長より報告書が提出されましたので、職員に朗読させます。

○議会事務局長(夏井宏樹君) それでは、議案書112ページになります。

議案第18号 第6次訓子府町総合計画について。

平成28年12月13日開会の第4回訓子府町議会定例会において、第6次訓子府町総合計画審査特別委員会に付託した標記の事件について、委員長から次のとおり審査報告書の提出があった。

平成29年3月7日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

記

平成29年2月8日

訓子府町議会議長 上原豊茂 様

第6次訓子府町総合計画審査特別委員会

委員長 河 端 芳 恵

第6次訓子府町総合計画審査特別委員会審査報告書

本委員は、平成28年12月15日に審査を付託された「議案第78号 第6次訓子府町総合計画について」を平成29年2月6日から2月8日までの3日間、これを審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 本案は全議員による特別委員会の審査でありますので、質疑は省略いたしたいと思えます。

これより議案第18号の採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎報告第1号

○議長（上原豊茂君） 日程第25、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書116ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の116ページをお開き願います。

報告第1号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成29年3月7日提出、訓子府町議会議長 上原豊茂。

記

別 紙

次のページ、117ページをお開きください。

平成29年2月3日

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

平成28年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成28年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成28年度 定期監査結果報告書 別 紙

119ページをお開き願います。

3. 「監査結果及び意見」という項目がございます。

この項目のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思えます。

3. 「監査結果及び意見」

平成28年度定期監査は、平成28年12月31日現在の一般会計、特別会計、企業会

計の6会計について、事務事業の執行状況と経営管理等を中心に監査を実施しました。

監査内容は、各課等の個別項目として本年度の担当事務事業のうち11項目（別紙1参照）を中心に、また共通項目としては備品の購入状況と廃棄備品の処分状況および各課等が担当している各種団体等（別紙1参照）の経理事務のうち特に経理管理状況について、それぞれの課等から事前に提出された資料をもとに担当職員の説明を受け、質疑などを行い関係書類の突合・点検を通じ監査を行いました。

この結果、監査項目の事務事業、経理管理については法令にのっとり適正な執行管理が行われていることを認めます。

なお、訓子府町のまちづくりのための計画は各部門ごとに多くのものが策定されています。特に総合的な計画としては、訓子府町過疎地域自立促進市町村計画（計画期間 平成28年度～平成32年度）、訓子府町公共施設等総合管理計画（計画期間 平成28年度～平成37年度）、第6次訓子府町総合計画（案）（計画期間 平成29年度～平成38年度）があり、本年度、来年度がスタートとなる重要な時であります。

これらの計画事業の実現には、多額の資金が必要となるため、事業計画と合わせ、資金計画についても入念な準備をもってあたられることを望みます。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第26、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書131ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の131ページをお開き願います。

報告第2号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成29年3月7日提出、訓子府町議会議長、上原豊茂。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年1月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成29年1月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページ、132ページ、133ページ、134ページにつきましては、説明を省略させていただきます。135ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年2月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成29年2月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページ、136ページ、137ページ、138ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、3月7日に追加で配布させていただきました3月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。139ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成29年3月6日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 上原豊茂様

平成29年3月6日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページの140ページ、141ページ、142ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第27、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書143ページです。

二つの常任委員会から平成28年度閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず最初に、総務文教常任委員会からお願いいたします。

3番、河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、平成28年度総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

この所管事務調査につきましては、平成28年第2回定例会におきまして、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、閉会中も継続調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査および質疑の内容については省略いたしますが、平成29年1月13日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

たいと思います。

(1) 入札執行状況については、適正な入札結果ではあるが、予定価格の作成にあたっては、算出根拠が的確となるよう、引き続き努めることを望むものである。

(2) まちづくり推進会議については、各推進委員がより意見を出しやすくするために運営方法の工夫など、具体的な改善を求めるものである。

まちづくりパワーアップ特別対策事業については、新規事業や地域コミュニティへの支援として、その成果が認められるところであり、今後とも事業の継続・拡充、周知の徹底を望むものである。

車座トークなど広聴事業については、今後も継続し幅広い町民からの意見聴取の場の確保・拡充を望むものである。

(3) 国民健康保険事業については、今後においても事業の健全な運営を目指し、本町の疾病の傾向を見極め、それに合わせた予防事業の充実を望むものである。

短期証や資格証明書の取り扱い、発行にあたっては、これまでと同様に家族構成や生活実態に配慮した対応を継続していくことを望むものである。

(4) 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められるところである。

なお、税の公平性の原則からも引き続き、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者の抑制のため、努力を求めるものであるが、これまでと同様、滞納者の課税状況や生活実態に配慮した対応を望むものである。

(5) 各種福祉施策については、こども医療費助成事業の対象が中学生まで拡大され、子育て支援の事業としての効果を評価するものである。

介護保険事業については、要介護1・2の方の施設サービス利用において、保険者として利用者の実態に十分配慮した対応を今後も望むものである。

認知症高齢者見守り事業については、今後も一層重要な取り組みとなるため、その充実を求めるものである。

(6) 児童センターについては、子育て・教育面等において大きな効果が認められ、今後とも利用者の声を生かして安全で安心できるセンターとしての充実に努めることを望むものである。

(7) 各種予防業務の実施については、各種事業内容は充実していると認められる。今後においてもPRの継続により、事業の重要性を町民に広く理解してもらい、参加をより一層促進していくことを望むものである。

(8) 子育て支援センターについては、子育て世代の母親などの交流の場、情報交換の場として、保護者の成長にも効果が認められ、さらに充実・発展的な展開を望むものである。

(9) こども園の運営については、関係者の努力の成果により幼稚園・保育園一体化へ円滑に移行するとともに、異年齢教育・保育の効果がみられる。引き続き、運営に万全を期すことを望むものである。

(10) 町営温水プールについては、町民へのスポーツの普及と健康管理を目的とした事業の継続・推進により、さらなる利用拡大を目指すことを望むものである。

また、事故防止に最善を尽くしながら、管理経費の縮減のための工夫をさらに望むもので

ある。

(11) 図書館の運営については、今後も図書の利用拡大に向けた取り組みの継続及び充実に望むものである。

歴史館の運営については、これまでの歴史を収集した伝承資料の整備や活用などで、後世に残す地道な取り組みを望むものである。

(12) その他委員会の所管に関する事項

①開基120年記念事業については、各事業ともに成功に終え、一定の評価をするものである。この事業効果を今後のまちづくりのスタートと位置づけ、継承していくことを求めるものである。

②地域担当職員制度については、地域とのパイプ役としてその活動は一定程度定着しつつあり、その成果が認められるところであるが、地域と行政の距離を一層縮めることを望むものである。

③要保護・準要保護児童・生徒就学援助及び奨学資金貸付制度については、子どもの教育、学習機会を保障するため、今後も継続しさらに充実に望むものである。

④ふるさと納税については、一定のPR効果を認めるものであり、今後も事業継続を望むものである。

⑤地域巡回講座については、一層のPRを含めて事業の充実に望むものである。

以上をもって、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 次に、産業建設常任委員会からお願いいたします。

8番、西森信夫君。

○8番（西森信夫君） それでは、議長からのお許しをいただきましたので、平成28年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても平成29年1月12日に委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきますと思います。

(1) 農業振興については、今後もTPPに関する国内外の動向、情報を把握するとともに、その方向性に十分注視しながら関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じていくことを望むものである。

新規就農者支援事業については、定住にも効果が認められるところであるが、本町の基幹産業である農業が将来にわたって持続的に発展していくために新規就農者及び後継者対策については、支援施策の一層の推進と制度周知に努めることを望むものである。

農業委員会の改革においては、農業委員と農業者の声を十分に聴き、新制度への円滑な移行を望むものである。

(2) 畜産振興については、酪農家の安定経営にとって町営牧場の役割は大きく、今後ともその役割を十分果たしていくため、入牧牛の確保及び受け入れた家畜の安全で適切な管理と良質な草地の維持に努めていくとともに、牧場運営のための施設・設備の安全性向上を望むものである。

また、酪農・畜産農家の減少は、本町の農業全体にとってもその影響が懸念されるところであり、JAや関係団体と十分に連携し支援制度拡充に向け、国などに対し強く求めていくことを望むものである。

(3) 中小企業の振興については、商工業の振興策として実施されてきた住環境リフォーム促進事業は町内の経済効果・町民生活の充実に大きく貢献しているものと評価できる。今後においても、利用者ニーズなどを把握し、制度拡充も検討しながら事業の継続を求めるものである。

さらに、店舗出店等支援事業、店舗改修事業などを含む商店街振興対策については、活用実績も伸びており、今後も街並みの活性化及び将来のまちづくりともあわせた施策の展開と支援の継続を望むものである。

(4) 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設の適切な管理に努めることを望むものである。

(5) 温泉保養センターの運営については、適切な管理のもと維持管理経費の縮減に努めることを求めるとともに、町民の健康増進とやすらぎの場とするため、より多くの利用者の声を聞き、施設の改善などを検討し、利用者拡大につなげていくことを望むものである。

(6) 町営住宅及び町有住宅の維持管理については、住宅使用料の滞納額の解消への努力が認められるところであり、今後は滞納の抑制を図るため、住み替えも含めた相談体制の充実を望むものである。

また、これからの町営住宅の整備にあたっては、低家賃の住宅の確保や高齢化社会での地域コミュニティの形成と複合的機能をあわせた住宅政策の構築を図るとともに、民間との事業展開の検討など事業費縮減に努めることを望むものである。

(7) 建築及び土木事業の執行については、今後とも財政健全化の推進を図りながらも、計画的な公共工事の執行を望むものである。

さらに、今後予定される大型事業の計画にあたっては、町民の理解を得られるよう関係者などと十分協議した中で進めるとともに、事業費の十分な精査と財源確保の努力を求めるものである。

(8) 下水道事業の運営については、施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めていくことを望むものである。

(9) 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも有収率の向上に努めていくことを求めるものである。

さらに、老朽管の更新計画については、町民の理解を得ながら水道ビジョンを基に具体的な計画を策定し推進することを望むものである。

(10) 道路・河川の維持については、被災箇所及早急な復旧を行うとともに、災害などにより恒常的に被災する箇所の解消が望まれるところである。

また、道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し引き続き制度拡充を求めていくことを望むものである。

(11) 公園の管理状況については、遊具の日常点検とあわせ樹木の適切な管理を図り、公園内での事故防止に努めることを望むものである。

また、レクリエーション公園に関しては、町民の憩いの場として利用も多く、今後においては公園としての施設のあり方について見直しの検討を望むものである。

(12) 町有林の維持管理については、森林の持つ多面的機能の維持と町の財産としての価値を高めていくため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めていくとともに、町職員の専門的知識の習得をあわせ、新生紀森林組合をはじめとする関係機関と連携を図り、適切な管理に努めていくことを望むものである。

さらに、原木価格の市場動向を見極め、また、森林認証の活用・PRなどにより、木材産業活性化への施策の推進を図ることを求めるものである。

(13) その他委員会の所管に関する事項

随意契約などの小規模工事の執行に当たっては、地元業者にも考慮しながら、なおかつ公平で公正な執行を望むものである。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

この後、常任委員会等の選任がありますので、説明員の方は退室願います。

再度のご参集につきましては、事務局からお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時35分

○議長（上原豊茂君） それでは、再開いたします。

◎常任委員の選任について

○議長（上原豊茂君） 日程第28、常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から説明を行います。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは議案書の150ページをお開きいただきたいと思えます。

常任委員の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により常任委員を次のとおり指名選任するものであります。

議案の下の説明欄にありますように、各委員の任期が4月30日で満了するため、指名選任するものです。

委員会条例第2条では、総務文教常任委員5人、産業建設常任委員5人の定数となっております。

第3条におきましては、常任委員の任期は2年とすることになっております。

また、常任委員の選任にあたっては、議会運営基準第105項により、あらかじめ議長が本人の希望を聴取し、調整の上、会議に諮って指名することとなっております。これについては、昨日の夕方、各議員より議長に希望調書を提出していただいております。議長が調整の上、今回、指名選任するものであります。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） それでは、常任委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定により、総務文教常任会委員に西森信夫君、堤三樹磨君、余湖龍三君、川村進君、西山由美子君、産業建設常任委員に河端芳恵君、山田日出夫君、須河徹君、工藤弘喜君、私、議長の上原と以上の5名であります。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されたとおり常任委員を選任することに決定いたしました。

それでは、ここで午前10時55分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時56分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に各委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは私の方からご報告を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に西森信夫議員、副委員長に堤三樹磨議員、産業建設常任委員会委員長に須河徹議員、副委員長に河端芳恵議員が互選されました。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、委員長、副委員長の選任の報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（上原豊茂君） 日程第29、議席の指定についてを議題といたします。

議席の変更については会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定いたします。

事務局長より議席番号を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

1番、余湖龍三議員、2番、川村進議員、3番、西森信夫議員、4番、堤三樹磨議員、5番、西山由美子議員、6番、上原豊茂議員、7番、工藤弘喜議員、8番、須河徹議員、9番、河端芳恵議員、10番、山田日出夫議員で、今ある議席の7番の川村議員の席が札だけ2番になります。あとは変わりないです。その番号どおりになっております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって議席の指定についての件を終了いたします。

◎議会運営委員の選任について

○議長（上原豊茂君） 日程第30、議会運営委員の選任についてを議題といたします。議案書151ページです。

議会運営委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、

余湖龍三君、西山由美子君、河端芳恵君、山田日出夫君、以上のとおり指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで午後11時15分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長(上原豊茂君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員の選出につきまして発表いたします。

正副委員長の互選が行われました。委員長に余湖龍三君、副委員長に河端芳恵君が互選されましたので報告いたします。

◎議会広報特別委員会の設置について

○議長(上原豊茂君) 日程第31、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。議案書152ページです。

議会広報発行に関する調査のため、議長を除く全議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することといたします。なお、委員の定数は議長を除く9名、議会閉会中も継続して協議、調査できることとし、委員の任期は広報発行規定第2条第4項の規定に基づき、常任委員の任期といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することを決定いたしました。

ここで午前11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われました。委員長に山田日出夫君、副委員長に堤三樹磨君が互選されましたので報告いたします。

ここで午前11時40分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎閉会の議決

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） これにて、平成29年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分